

産廃特措法の期限延長について

1. 政策提案

- **特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法**（以下「産廃特措法」という。）の**延長**を図りたい。

2. 現状と課題

- 栗東市の旧RD最終処分場での違法な産業廃棄物の埋立ては、地下水汚染等の生活環境保全上の支障を生じさせており、地域にとっても大きな環境問題である。
- この問題の解決には、原因者にその是正を求めるのが原則であるが、原因者に資力がないことから、県が廃棄物処理法に基づき、**巨額の県費を投じて是正対策を講じなければならない**。
- この対策事業のうち、現時点での調査の結果、**早急に対応することが可能な事項については、現行の産廃特措法の適用を受けて支障除去事業を実施する方針**である。
- しかし、現在、さらなる調査を鋭意進めており、これを踏まえて**今後さらに大規模な事業が必要となる**ところ、法が平成25年3月31日をもって失効するため、**現行法期限内に支障除去事業を完了することはできない状況**である。

3. 本県の取組状況

- 民間最終処分場からの環境汚染問題であるため、県は行政処分や行政指導により事業者には是正を行わせてきたが、平成18年度に事業者が経営破綻し措置命令の履行が不可能となったことから、県が行政代執行により生活環境保全上の支障の除去の事業を実施する事態となった。
- このため、平成20年度まで、第三者委員会を設置して支障除去の対策工法を検討するとともに、周辺住民との調整を行ってきたが、県と周辺住民が合意に至らなかった等の事情により、進捗に時日を要することとなった。

- 平成21年度に環境省からの助言を受け、有害物をできる限り除去することを盛り込んだ対策工法を決定するための最後の調査を実施することとし、平成22年6月に周辺自治会の同意を得て、現在、専門家の助言を得ながら、有害物調査を実施している。
- この調査のなかで、特にVOCsの濃度の高い箇所が発見され、また、ドラム缶の埋め立てられている箇所が新たに発見されるなどしたため、これらの除去を含む一部の支障除去事業について早急を実施する方針とした。目下、当該事業を現行の産廃特措法の適用を受けて行えるよう、実施計画の策定に取りかかっているところ。
- また、これと並行して、処分場全体を対象として有害物の所在を判定するための調査を実施中である。この調査結果を踏まえて行う支障除去事業について、今後、その規模、内容等につき検討するとともに周辺住民との調整を進める必要があり、なお事業の確定までに時間を要する。

（政策提案の概要）

- 旧RD最終処分場における支障除去事業には**巨額の費用を要すること**が見込まれており、本県が事業を実施するためには、**産廃特措法による支援が不可欠**である。
- また、産廃特措法に基づく実施計画書を策定し、効果的、合理的かつ経済的にも優れた対策事業を実施していくためには、**地域住民に対する十分な説明を行って合意形成を図ることが必要**であり、**現行の産廃特措法の期限内に支障除去事業を完了することはできない状況**である。
- このため、平成25年3月31日までの時限立法である**産廃特措法の期限を延長**されたい。